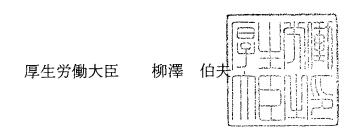


厚生労働省発薬食第 1129044 号 平成 1 8 年 1 1 月 2 9 日

薬事・食品衛生審議会 会長 井 村 伸 正 殿



諮問書

薬事法の一部を改正する法律(平成18年法律第69号)による改正後の薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の3第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第36条の3第1項に規定する一般用医薬品の区分について、貴会の意見を求めます。

記

第一類医薬品及び第二類医薬品の指定について

資料 No. 1-2

リスクの程度に応じた情報提供と相談体制の整備

【現 行】 リスクの程度にかかわらず情報提供について一律の扱い

【新制度】 リスクの程度に応じて3グループに分類し、情報提供を重点化

(1) リスクの程度に応じた一般用医薬品の分類

A:特にリスクが高いもの

一般用医薬品としての使用経験が少ない等安全性上特に注意を要する成分を含むもの (11成分)

(例) 現時点では、H2ブロッカー含有薬、 一部の毛髪用薬 等

B:リスクが比較的高いもの

まれに入院相当以上の健康被害が生じる可能性がある成分を含むもの

* が付されたものは、陳列方法を工夫する等の対応が望ましい成分 (200成分)

> (例) 主なかぜ薬、解熱鎮痛薬、 胃腸鎮痛鎮けい薬 等

C:リスクが比較的低いもの

日常生活に支障を来す程度ではないが、 身体の変調・不調が起こるおそれがある 成分を含むもの

(274成分)

(例) ビタミンB・C含有保健薬 主な整腸薬、消化薬 等

リスク分類: 医学·薬学等の専門的知見を有する学識経験者のみからなる専門委員会により評価を行った。 今後、新たな知見、使用に係る情報の集積により見直しが行われる。

(2) リスクの程度に応じた情報提供

医薬品のリスク分類	質問がなくても行う情報提供	相談があった場合の応答	対応する専門家
A:特にリスクの高い医薬品	義務		薬 剤 師
B:リスクが比較的高い医薬品	努力義務	義務	薬剤師又は
C:リスクが比較的低い医薬品	不 要		登録販売者 注)

リスク分類の方法について

1. リスク分類の基本方針

一般用医薬品としてこれまで承認を受け、市販している製品に配合されている有効成分について、医薬品販売制度改正検討部会(以下「検討部会」)で3区分された485成分との同等性に基づき分類した。

(検討部会におけるリスク分類の考え方は別紙 1参照)

2. 具体的なリスク分類の方法(別紙2参照)

リスク分類に当たっては、まず、

① 有効成分について、検討部会の成分と、化学的(化学構造)又は薬理学的(薬効)に同等又は類似であるか。

を評価し、

その上で、

② 使用方法(投与経路)について、検討部会の成分と、同等又は類似であるか。

を評価した。

- ※ 使用方法(投与経路)の差異
 - イ 内服、内服 (トローチ)、外用(吸入)
 - 口 外用(坐薬)
 - ハ 外用(点鼻)
 - 二 外用(点眼)
 - ホ 外用 (塗布)、外用 (うがい)、外用 (浣腸)、外用 (点耳)

その結果、

- A 検討部会の成分と同一成分であり、使用方法も同一のもの (薬効群のみ異なる)
- B 検討部会の成分と同一成分であり、使用方法が類似のもの
- C 検討部会の成分と類似成分であり、使用方法が同等のもの(B以外)
- D 検討部会の成分と類似成分であり、使用方法が類似のもの(BC以外)
- E 成分又は使用方法が新規のもの

に分類し、B~Dについては、それぞれの同一又は類似成分と同等の区分とした。Eについては、改めて添付文書等に基づき分類した(3へ)。

 $X = A \sim D$ については、 $A \rightarrow B \rightarrow C \rightarrow D$ の順に評価する。

3. 検討部会の分類結果から分類するもの以外の取扱い

検討部会の分類結果から分類するもの以外のもの(成分又は使用方法が 新規のもの(上記E))には、検討部会におけるリスク分類方法と同じく、 以下の観点で分類作業を行った。

- ア スイッチOTCの市販後調査(PMS)期間中、又は薬理作用などからみてPMS終了後引き続き副作用等の発現に注意を要するものに相当する成分については、第一類医薬品とする。
- イ 医療用医薬品の添付文書において、重篤な副作用、併用禁忌、適応禁 忌があるものについては、第二類医薬品とする。
- ウ ア又はイ以外のもの、社会通念上食用に供するものなどとして判断されるものについては、第三類医薬品とする。

4. 生薬などの取扱い

1) 生薬

生薬については、検討部会において「第3類」とされたもの以外について、把握できた生薬の全てについて、専門的見地から分類した。

② その他

漢方処方製剤、消毒薬(人体に直接使用するものを除く。)、一般用検査薬(尿糖・尿タンパク検査薬)、一般用検査薬(妊娠検査薬)については、検討部会の分類結果に基づき分類した。

漢方処方製剤第二類医薬品

・消毒薬(人体に直接使用するものを除く。) : 第二類医薬品

• 殺虫薬 : 第二類医薬品

(劇薬は第一類医薬品)

・一般用検査薬(尿糖・尿タンパク検査薬) : 第二類医薬品

•一般用検査薬(妊娠検査薬) : 第二類医薬品

5. その他

検討部会の分類結果について、リスク分類後の新たな知見等から区分の 見直しが必要と判断される成分については、改めて添付文書等に基づいて 分類する。

医薬品販売制度改正検討部会で行った一般用医薬品成分 のリスク分類の考え方

- かぜ薬、解熱鎮痛薬といった製品群による分類を行い、各製品群に属する 製品に配合される主たる成分(「大衆薬事典」より抽出)に着目する。
- 〇 同じ成分を含有する<u>医療用医薬品の添付文書に基づき</u>、その成分の評価を 行う。
- 〇 評価項目として「<u>相互作用</u>(飲みあわせ)」、「<u>副作用</u>」、「<u>患者背景</u>(例えば、小児、妊娠中など)」、「<u>効能・効果</u>(漫然と使用し続けた時に症状の悪化につながるおそれ)」、「<u>使用方法</u>(誤使用のおそれ)」、「<u>スイッチ化等に伴う使用環境の変化</u>」の6項目について個別の成分のリスクを評価する。



- 販売時の対応に関する議論を踏まえ、一般用医薬品の成分のリスクを以下 の観点から3つに分類する。
 - ・第1類:一般用医薬品としての市販経験が少なく、一般用医薬品としての 安全性評価が確立していない成分又は一般用医薬品としてリスク が特に高いと考えられる成分
 - ・第2類:まれに日常生活に支障を来す健康被害が生じるおそれ(入院相当以上の健康被害が生じる可能性)がある成分
 - ・第3類:日常生活に支障を来す程度ではないが、身体の変調・不調が起こるおそれがある成分
- 〇 一般用医薬品に配合される主たる成分について、各成分のリスクの評価をもとに、「スイッチOTCの市販後調査 (PMS) 期間中又はPMS終了後引き続き副作用等の発現に注意を要するもの」に相当する成分を第1類に、「相互作用」、「副作用」及び「患者背景」のいずれかの項目でリスクの高い成分を第2類に、それ以外を第3類に機械的に振り分ける。
- 〇 機械的な振り分けの結果の妥当性について、<u>専門的な知識・経験をもとに</u> 個々の成分毎にさらに検討を加え評価する。



○ 第2段階との整合性を考慮しつつ、漢方製剤、生薬、消毒薬、殺虫薬、一般用検査薬について、リスク分類を検討する。



〇 この結果、一般用医薬品について製品群として85製品群、<u>成分としての</u> <u>ベ485成分</u>(漢方製剤、生薬、消毒薬、殺虫薬及び一般用検査薬を除く) <u>についてリスクを評価</u>。